

2017年12月20日

原子力発電環境整備機構

理事長 近藤駿介 殿

原子力発電環境整備機構

情報公開審査委員会

座長 秋山一弘

答申書

2017年12月14日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2017年度諮問第2号（「2017年11月24日付で受けた情報公開請求書の機構資料」の取扱について）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

公開請求のなされた機構資料について、「調査チーム」の検討結果が公表されるまでの間、非公開とすることは妥当と認められる。

第2 答申の理由

1. 情報公開請求に係る機構資料

・原子力発電環境整備機構（以下、「機構」という。）が平成29年10月17日以降各地で実施している「科学的特性マップに関する意見交換会」（以下「意見交換会」という。）について、

一、機構が「株式会社地域力活性化研究室」（会社法人等番号0100-01-089519）に業務を委託した経緯、契約内容、契約金額がわかるもの

一、上記株式会社地域力活性化研究室が「株式会社オーシャナイス」（会社法人等番号0110-01-054487）に業務を下請けに出した経緯、契約内容、契約金額がわかるもの

2. 情報公開請求に対する機構の説明

（1）上記1.に該当する機構資料は以下のとおりである。

- ①入札公告
- ②入札調書
- ③「企画書の技術等審査結果について」
- ④機構と株式会社地域力活性化研究室との契約書
- ⑤「2017年地層処分説明会（仮称）の実施（その2）」に係る再委託承認申請書
- ⑥2017年度地層処分説明会（仮称）の実施（その2）に係る再委託承認通知

（2）公開の取扱い

機構の外部有識者から成る評議員会は、「科学的特性マップに関する意見交換会」において、不適切な参加者の募集が行われたことから、2017年11月30日付で「調査チーム」を設置した。「調査チーム」は、中立的な立場から、公正かつ厳格な調査を実施するべく評議員2名に加え業務の監査に当たる非常勤監事及びこれま

で機構との接点のなかった弁護士を構成員とし、また、本調査には緊急性が強く求められており、年内を目途に検討結果を取りまとめることを目指すとしている。

機構は、調査結果に基づき、委託先に対する指導と管理の徹底を図るとともに、再発防止策として、内部規約の厳格化や職員研修の実施などを行い、信頼回復を図っていくこととしたい。

「調査チーム」は、委託事業者、再委託事業者との契約関係等の確認、「科学的特性マップに関する意見交換会」参加者に対するヒアリング、開催記録の精査を調査項目にあげており、今般、情報公開請求のなされた機構資料は、いずれも「調査チーム」の調査内容に關係することが明らかであると考えられるところ、「調査チーム」の調査並びに検討結果の公表に先行して公開された場合、これによる誤解や憶測を招きかねず、「調査チーム」による調査対象者に対する聴取等に支障を来すなど、結果として迅速公正な調査の妨げとなり、ひいては、機構が行う信頼回復のための措置が適格なものとならないおそれがある。このため、当該機構資料は、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「4. 事務又は事業に関する情報」に該当する。

ただし、当該機構資料は、「調査チーム」の検討結果の公表後は、調査のための事務又は事業に関する情報とすべき理由はないから、機構は、検討結果の公表後は、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「1. 個人情報」等に該当しない情報は可及的速やかに公開することとしたく、規程第12条第2項に基づき、改めて情報公開審査委員会に諮問する。

3. 当委員会の判断

当該請求に係る機構資料は、「調査チーム」の検討結果が公表されるまでの間、規程第7条第1項で規定する別表第2「4. 事務又は事業に関する情報」のうち、その他機構の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するため、非公開とすることは妥当である。

当該機構資料については、「調査チーム」の検討結果公表後に開催する当委員会で公開等の審議を行った後、規程第7条第2項に基づき、規程第7条第1項に定める非公開情報を除き、遅滞なく公開するものとする。

第3 審議の経緯

(1) 2017年12月14日	情報公開審査委員会に諮問
(2) 2017年12月15日	第29回情報公開審査委員会で審議
(3) 2017年12月20日	原子力発電環境整備機構理事長に答申

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委 員 (座長) 秋山 一弘
委員長代理 加藤 一郎
委 員 佐藤 貴夫